

# 「国民健康保険高齢受給者証」・平成29年度「後期高齢者医療被保険者証」を郵送します

## ◆「国民健康保険高齢受給者証」

7月25日(火)から、「国民健康保険高齢受給者証」を普通郵便で郵送します。

**対象**▼東海村国民健康保険被保険者で70歳以上74歳以下の方

**有効期間**▼8月1日(火)から1年間

**古い受給者証は…**▼8月1日(火)以降に廃棄するか、福祉保険課へ返却してください。

**8月以降に70歳になる方には…**▼誕生月の翌月から有効な受給者証を、誕生月の末ごろに郵送します。

**【問い合わせ】**福祉保険課国保年金担当(役場行政棟1階 ☎282-1711 内線1131～1133)



(見本)国民健康保険高齢受給者証

## ◆平成29年度「後期高齢者医療被保険者証」

7月14日(金)から、平成29年度の「後期高齢者医療被保険者証」(保険証)を簡易書留で郵送します。

不在で受け取ることができなかった方は、7月31日(月)の午後2時以降に、印鑑と窓口に来る方の本人確認ができるもの(運転免許証・保険証等)をお持ちの上、福祉保険課へお越しください。

**【問い合わせ】**福祉保険課地域医療担当(役場行政棟1階 ☎282-1711 内線1134～1136)



(見本)後期高齢者医療被保険者証

8月から

## 70歳以上の高額療養費の限度額が変わります



全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、世代間の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、8月から70歳以上の皆さんの高額療養費の限度額が変わります。

### 高額療養費制度とは？

1か月(同じ月内)の医療費の自己負担額が高額になり、決められた限度額を超えた場合に、限度額を超えて支払った金額を払い戻す制度です。限度額は被保険者もしくは世帯の所得に応じて決まります。

### 変更前(平成29年7月まで)

所得区分	外来+入院(世帯単位)	
	外来(個人単位)	
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※1
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

### 変更後(平成29年8月から)

所得区分	外来+入院(世帯単位)	
	外来(個人単位)	
現役並み所得者	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※1
一般	14,000円 ※2	57,600円 ※1
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 過去12か月以内に外来+入院(世帯単位)の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円となります。  
 ※2 年間限度額は144,000円となります。

**【問い合わせ】**福祉保険課(☎282-1711) ▼国民健康保険に関すること…国保年金担当(内線1131～1133) ▼後期高齢者医療保険に関すること…地域医療担当(内線1134～1136)